

## さいたま市小中学生全国大会等出場奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小学校の児童及び中学校の生徒（以下「児童等」という。）のスポーツ活動の普及及び推進を図るため、全国大会及び国際大会（以下「全国大会等」という。）に出場する、市内に住所を有する児童等の保護者及び市内に活動の本拠がある団体に対し、予算の範囲内において、さいたま市小中学生全国大会等出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 全国大会 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する全国規模の競技大会であって、次のいずれかに該当するもの及びこれらと同規模の大会であって、市長が特に認めるものをいう。

ア 県大会、関東大会等の地区予選又は予選に準じる地区大会を経て出場するもの

イ 大会の実施要項等で規定された標準記録等に到達して出場するもの

ウ 埼玉県選抜、関東選抜等により出場するもの

(2) 国際大会 国際的な規模の競技大会であって、次に掲げるもの及びこれらと同規模の大会であって、市長が特に認めるものをいう。

ア オリンピック競技大会及びユースオリンピック競技大会

イ 世界選手権大会（ジュニア大会を含む。出場選手が日本代表又は日本代表選手団として派遣される大会に限る。）

ウ アジア競技大会（ジュニア大会を含む。）

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 全国大会等に出場し、全国大会等の開催当日（複数日程で開催される全国大会等にあつては、当該日程の初日とする。以下「大会等開催日」という。）におい

て、市内に住所を有する児童等（同一大会で次号に掲げる団体の一員として競技に出場する児童等を除く。以下「奨励対象児童等」という。）の保護者

(2) 全国大会等に出場し、大会等開催日において市内に活動の本拠のある団体（選抜方式により結成された団体を除く。以下「奨励対象団体」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者となることができない。

(1) 全国大会等への上場に当たり、市（さいたま市教育委員会を含む。）の他の助成制度又は公益財団法人さいたま市スポーツ協会の助成制度の対象となる者（さいたま市スポーツ協会の加盟競技団体から間接的に当該助成制度を受ける者を含む。）

(2) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）

(3) さいたま市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団である団体及び暴力団員が役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次の表に掲げる交付対象者の区分に応じて、それぞれ同表に定める額を限度として市長が定める。なお、奨励対象団体の出場登録人数については、市内・市外在住者を問わない。

区 分	全国大会	国際大会
奨励対象児童等の保護者	5,000円	10,000円
奨励対象団体	50,000円を上限とし、5,000円×出場登録人数	100,000円を上限とし、10,000円×出場登録人数

（交付回数）

第5条 一の全国大会等における奨励金の交付については、一の奨励対象児童等の保護者又は一の奨励対象団体ごとに1回を限度とする。

2 一の年度における奨励金の交付回数は、大会等開催日が当該年度内の全国大会等

を対象として、一の奨励対象児童等の保護者又は一の奨励対象団体ごとに3回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、さいたま市小中学生全国大会等出場奨励金交付申請書(様式第1号)に、次の書類等を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該書類等が提出できない相当の理由があると市長が認める場合は、当該書類等の提出を省略することができる。

- (1) 出場する全国大会等の予選大会の開催要項及び当該大会の結果等の写し
- (2) 出場する全国大会等の開催要項の写し
- (3) 出場決定通知、推薦書等の写しその他全国大会等への出場要件を満たすことを証明する書類
- (4) 参加申込書等の写しその他全国大会等への参加を証明する書類
- (5) 奨励対象団体については、活動の本拠が市内であることが確認できる書類及び全国大会等の出場予定者の氏名が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、奨励対象団体の長が申請することが困難な場合は、全国大会等に出場するために奨励対象団体から結成されたチーム等の代表者が申請しなければならない。この場合において、当該チーム等を奨励対象団体とみなし、奨励対象団体に関する規定を適用する。

3 第1項の申請書は、大会等開催日の前日までに提出しなければならない。ただし、大会等開催日の前日が次に掲げる日(以下「休日等」という。)に該当する場合は、その直前の休日等でない日までに提出しなければならない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(交付の決定及び交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、審査の結果、奨励金の交付が適当と認めるときは、交付の決定を行い、さいたま市小中学生全国大会等出場奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請をした者(以下

「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、奨励金の交付が適当でないと認めるときは、さいたま市小中学生全国大会等出場奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(全国大会等参加報告書の提出)

第8条 前条第1項の規定により奨励金の交付の決定を受けた奨励対象児童等の保護者又は奨励対象団体は、全国大会等への参加後、全国大会等の開催最終日の翌日から起算して30日以内に、全国大会等参加報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を期限までに提出しない奨励対象児童等の保護者又は奨励対象団体に対して、催告書により提出を求めることができる。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、奨励対象児童等、奨励対象児童等の保護者又は奨励対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 全国大会等への参加に関し不正その他不適切な行為をしたとき。

(2) 偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受けたとき。

(3) 第3条第2項各号に該当することが判明したとき。

(4) 前条第2項の規定により報告書の提出を求めても提出されないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でない認めるとき。

2 市長は、前項の規定により決定の全部又は一部を取り消したときは、奨励対象児童等の保護者又は奨励対象団体に対し、さいたま市小中学生全国大会等出場奨励金交付決定取消等通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。